

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（子の1歳6か月到達日後の期間について非常勤職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第3条の2 条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」とあるのは「1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。